

日本鐵鋼協會研究部會 内規

- 第一條 本邦製鐵鋼業ノ振興ヲ助長シ、技術ノ進歩發達ヲ促進スル爲メ日本鐵鋼協會ニ次記部門ヲ設ケ毎年一回各工場所在地ニ於テ研究部會ヲ開催ス
- (一) 銑鐵部會 (二) 製鋼部會 (三) 鋼材部會 (四) 鑄物部會 (五) 鐵鋼科學部會
但シ部門ノ類別ハ必要ニ應ジ取捨増減スルコトアルベシ
- 第二條 各部委員會ハ毎回各工場ノ推薦ニ係ハル各部一名宛ノ担当技術員及日本鐵鋼協會ヨリ推薦スル委員若干名ヲ以テ組織ス
但シ重任ヲ妨げザルモノトス
- 第三條 前條日本鐵鋼協會ヨリ推薦ノ委員ハ各工場推薦ノ委員ノ數ヲ超過セザルモノトス
- 第四條 第八條ニ規定スル議事錄作製ノ爲メ必要ノ場合ハ日本鐵鋼協會ヨリ委員外事務員ヲ出席セシムル事ヲ得
- 第五條 各部ノ議事ヲ整理スル爲メ出席委員中ヨリ毎回委員長ヲ互選ス。但シ再選ヲ妨げザルモノトス
- 第六條 日本鐵鋼協會ハ毎年該年度内ニ開催ス可キ部會ノ種類數、開催地、並ニ討議ス可キ問題ヲ選定シ豫メ各工場ニ通知シ推薦委員ヲ決定スルモノトス
- 第七條 本會開催ニ要スル經費ハ日本鐵鋼協會之ヲ負擔ス
但シ當分ノ内委員出張旅費ハ各工場又ハ出席委員各自ノ負擔トス
- 第八條 各部會議事錄ハ日本鐵鋼協會ニ於テ之ヲ製作シ各工場並ニ各部委員會ニ於テ公表差支ナシト認メタルモノニ限り之ヲ會誌ニ掲載スル事アル可シ